

# 令和5年 第3回 松野町議会定例会議事日程 第1号

令和5年9月5日（火）午前9時30分開議

- 1 開 会 宣 言（       ：       ）
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開                   議（       ：       ）

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 番                   議員・番                   議員
2	—	会期の決定 月   日から   月   日までの   日間
3	—	一般質問（4番、3番、5番、6番）
4	報告 8	松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
5	報告 9	松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
6	議案 36	松野町子ども医療費助成条例の一部改正について
7	議案 37	宇和島地区広域事務組合規約の変更について
8	議案 38	令和5年度松野町一般会計補正予算（第3号）
9	議案 39	令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
10	認定 1	令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について
11	認定 2	令和4年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
12	認定 3	令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

13	認定 4	令和4年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
14	認定 5	令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
15	認定 6	令和4年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
16	認定 7	令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

5 閉 議 ( : )

6 散 会 ( : )

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、  
下記のとおり

記

職名	氏名	職名	氏名
町長	坂本 浩	会計管理者兼出納室長	久保田 忠
副町長	八十島 温 夫	建設環境課長	谷口 健 二
教育長	三好 秀 二	町民課長	芝 吉 彦
総務課長	友岡 純	保健福祉課長	瀧本 美 樹
防災安全課長	中井 和 彦	教育課長	森本 秀 行
ふるさと創生課長	井上 靖	代表監査委員	榎本 孝 幸
農林振興課長	小西 亨		

議会閉会中の主要行事・事務等一覧表

松野町議会

日付	主要行事・事務	場所	出席者等
6月15日	令和5年度松野町身体障害者福祉協議会総会	町内	議長
6月16日	令和5年度広見川等をきれいにする協議会総会	宇和島市	議長
6月23日	令和5年度愛媛県人権教育協議会松野支部総会	町内	議長
6月23日	令和5年度愛媛県人権対策協議会・企業連合会松野支部総会	町内	議長
6月27日	吉野生地区保健推進会総会	町内	議員
6月28日	松野町老人クラブ連合会総会	町内	議長
6月30日	四国西南サミット	西予市	議長
7月4日	令和5年7月宇和島地区広域事務組合議会臨時会	宇和島市	議長
7月10日 ～11日	宇和島地区広域事務組合令和5年度視察研修	静岡県 愛知県	議長
7月14日	森の国さくらの会総会	町内	議長
7月16日	森の国まつの応援団関東支部総会	東京都	議員
7月17日	先進地視察研修	茨城県境町	議員
7月18日	国会視察	東京都	議員
7月21日	北宇和郡小学校水泳大会	鬼北町	議長

7月25日	令和5年愛媛県後期高齢者医療広域連合 議会第2回臨時会	松山市	議長
7月26日	中央診療所視察	町内	議員
8月3日	愛媛県町村議会議長会第1回全員協議会	松山市	議長
8月4日	愛媛県町村議会議員研修会	松山市	議員
8月8日	第2回臨時会	町内	議員
8月8日	全員協議会	町内	議員
8月13日	松丸地区盆踊り大会	町内	議長
8月14日	吉野生地区盆踊り大会	町内	議長
8月14日	目黒地区盆踊り大会	町内	議長
8月15日	愛媛県戦没者追悼式	松山市	議長
8月23日	令和5年度しまんと流域道路整備促進協 議会総会	宇和島市	議長
8月25日	全員協議会	町内	議員
8月25日	議会運営委員会	町内	議員
9月2日	えひめ南農協常務理事就任祝賀会	町内	議長

## 令和5年9月松野町議会定例会日割表

◎ 会 期 令和5年9月5日（火）～9月14日（木）〔10日間〕

◎ 審議日程

月日	曜	時間	区 分	運 営 内 容
9 5	火	9:30	定例会招集 (第1日目)	◎一般質問 ◎令和5年度補正予算、令和4年度決算認定 他提出案件 提案理由説明、質疑、討論、採決、委員会付託
	6	水	9:00	◎総務常任委員会審査
	7	木	9:00	◎総務常任委員会審査
	8	金	9:00	◎産業常任委員会審査
	9	土		【閉庁日】
	10	日		【閉庁日】
	11	月	9:00 13:30	◎産業常任委員会審査（予備日） ◎全員協議会（必要時）
	12	火		※委員長報告議長決裁日、議案書配布
	13	水		
	14	木	9:30 本会議 (第10日目)	◎委員会付託案件審査委員長報告、討論、採決 〔追加提案〕 ◎提案理由説明、質疑、討論、採決

# 一般質問表

令和5年第3回定例会

通告者	質問事項	質問の要旨
1番 山田 寛二 [一括方式]	観光産業の取組みについて	<p>新型コロナの規制が大幅に緩和され、ウィズコロナからアフターコロナの時代になりました。完全収束には至っていませんが、経済活動においてコロナ前の状態になりつつあります。人の移動も活発になり、観光客が増加してインバウンド観光も盛んになってきています。</p> <p>一方、松野町においては、滑床、奥内の棚田などの観光資源や虹の森公園、ぽっぽ温泉をはじめとする施設を活用した施策を執ってこられていることは承知していますが、延び悩んでいる状況ではないかと思えます。そのため、更なる施策が必要ではないかと考えます。</p> <p>今後これらの資源を有効に活用することにより、松野町の活性化が図れると思われませんが、短期・中期・長期に渡る計画があればお聞かせください。</p> <p>町政に頼るだけでなく、議会も含め官民一体の取り組みが必要だと思えますので、その点も併せてお伺いします。</p>
	若者定住施策について	<p>全国的な少子化や物価高など様々な問題がある中、松野町でも人口減少や産業の衰退など多くの課題があります。その中の一つとして、若者定住が大きな課題ではないかと考えます。若者が定住するためには、働ける場所が必要ですが、働ける産業が少ないのも事実です。</p> <p>本町には幸いなことに、若者も働ける福祉施設が沢山ありますが、施設の人手不足が慢性化しているのが実情です。これらの問題を解決するため、町として施設側のニーズに応えられるような取り組みが必要ではないかと考えます。例えば、施設とのヒアリング等をとおして課題解決の後押しをするなどの取り組みです。</p> <p>一つの事例をあげましたが、若者定住についての全般的な取り組み、施策がありましたらお聞きかせください。</p>

通告者	質問事項	質問の要旨
2番 山崎 匡 [一問一答方式]	障がい者雇用について	<p>障がい者の法定雇用率は、国・地方公共団体等では2.6%となっており、今後3%まで上がることになっている。現在、役場の法定雇用率は順守出来ているか。また、今後の障がい者雇用の取り組みについて伺う。</p>
	個別避難計画について	<p>災害時に助けが必要な高齢者や障がい者の避難手順などを定める「個別避難計画」の本町の策定率は100%ということであるが、日々状況は変わり続けていると思われる。これまでの個別避難計画策定の経緯と方法及び今後の対応について伺う。</p> <p style="text-align: right;">資料</p>
	松野町特産品「桃」の応援計画について	<p>県内外でも人気のある「松野の桃」だが、生産者の高齢化・後継者不足により、離農や圃場の廃園等、厳しいものがあり、生産量も平成15年には85.9tあったものが41.5t（推定値含）と半分以下となっている。しかしながら販売総額は横ばいで、単価は上がっている状況である。現在の生産者に対する支援及び今後の対応・考えについて伺う。</p> <p style="text-align: right;">資料</p>
	友好都市・姉妹都市の締結について	<p>友好都市・姉妹都市の締結については、災害時の自治体間協力、特産品等の販路拡大、観光をとおしての流動人口の増大、学生間の交流、商工会等各団体の研修などメリットは大きいものがある。また、海外都市との場合、グローバル人材の育成、文化的交流等、教育の視点でも意義があることではないかと考える。県下で一番小さい町の大きな挑戦として友好都市・姉妹都市の締結に取り組まれてはどうか。</p>

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
<p>3番 安西 博文 [一問一答方式]</p>	<p>松野町ふるさと 納税の現状と今 後の取り組みに ついて</p>	<p>昨年の松野町におけるふるさと納税額は、あまり満足 できる状況ではありませんでした。</p> <p>「県下一小さな自治体だから」、また「これといった特 産物があまりないから」と半ば諦めムードが漂っている ように思えてなりません。</p> <p>返礼品にこれといった特産品がないなら、町民の皆様 方の協力や知恵をいただきながら、創意工夫して商品をつ くり、納税額のアップにつながる努力をしなければなら ないと考えます。</p> <p>第1に体験型商品の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊を利用した田舎ならではの体験</li> <li>・ 予土線と海洋堂ホビー館とのコラボ</li> <li>・ 四万十川滑床遊び等</li> </ul> <p>第2に特産品の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四万十川源流うなぎ</li> <li>・ 干し柿</li> <li>・ 干し芋</li> <li>・ 松野ポーク等</li> </ul> <p>ふるさと納税制度は外貨を獲得する有効手段であり、 ひいては町民が一体となり推進すれば明るく元気な松野 町づくりに資するものと考えますが、町長のお考えを伺 いたい。</p>

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
<p>4 番 山石 恭助 [一問一答方式]</p>	<p>松野町における 林業振興について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在の松野町における森林整備状況をお聞かせください。</li> <li>2 林業における担い手不足をどう確保されるか、お考えをお聞かせください。</li> <li>3 森林環境譲与税の用途はどうなっているのかお聞かせください。</li> <li>4 万年荘の改修にあわせて一帯をレクリエーションの体験拠点として整備するお考えはないかお聞かせください。</li> </ol>

報告第8号

松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率を裏面のとおりに報告する。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

## 健全化判断比率及び資金不足比率報告書

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	6.2 (25.0)	32.9 (350.0)

#### 備考

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため、比率の表示を「—」としている。
- (2) 括弧内の比率は、早期健全化基準である。

### 2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	備考
簡易水道特別会計	— (20.0)	

#### 備考

- (1) 資金不足比率は、資金不足額がないため、比率の表示を「—」としている。
- (2) 括弧内の比率は、経営健全化基準である。

令和4年度

松野町健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

松野町監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく松野町健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和5年9月5日

松野町監査委員 榎本孝幸  
同 山田寛二

## 令和4年度松野町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の概要

#### 1 審査対象等

審査に当たっては、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定が関係法令に沿って適正に行われているか。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

を主眼として、関係書類を照査するとともに、関係課等の説明を聴取するなどの方法により、慎重に審査を行った。

2 審査期間 令和5年8月1日から同年8月18日まで

### 第2 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

<健全化判断比率の状況>

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	6.2 (25.0)	32.9 (350.0)

注1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」となっているのは、本町の一般会計及び公営事業会計に係る実質収支額の合計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことによるものである。

2 括弧内は早期健全化基準である。

<資金不足比率の状況>

(単位:%)

会計名	資金不足比率
簡易水道特別会計	— (20.0)

注1 資金不足比率が算定されないことから、「—」と記載。

2 括弧内は経営健全化基準である。

## 2 個別意見

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率については、一般会計等において、前年度と同じく実質赤字額がないことから、算定されない。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、一般会計等及び公営事業会計において、前年度と同じく連結実質赤字額がないことから、算定されない。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率については6.2%で、前年度に比べ0.6ポイント高くなっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

引き続き、町債発行の抑制等に取り組まれない。

### (4) 将来負担比率

将来負担比率については32.9%で、前年度に比べ1.6ポイント高くなっており、早期健全化基準の350.0%は下回っている。

引き続き、将来的な財政負担となる町債残高等の減少に取り組まれない。

### (5) 資金不足比率

資金不足比率については、簡易水道特別会計において、前年度と同じく資金不足額がないことから、算定されない。

## 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第9号

松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の  
報告について

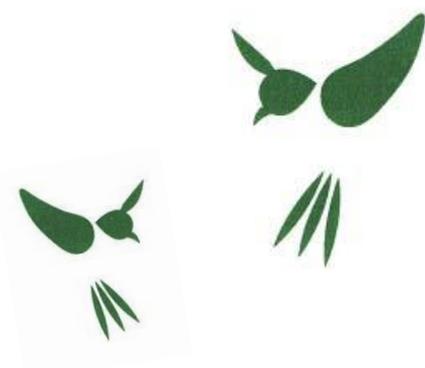
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によ  
り、松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結  
果を別紙のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

松野町教育委員会教育長 三 好 秀 二

令和5年度（令和4年度対象）

# 教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価報告書



令和5年8月

松野町教育に関する事務の点検・評価委員会

# 教育に関する事務の点検及び評価について

## 1 評価委員会の概要

地方教育行政の組織および運営に関する法律第26条に基づき、松野町教育委員会が事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、そのことについて外部評価委員会が点検・評価を行って、報告書としてまとめる。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出する。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

<評価委員>      山口 真理子      松野町大字延野々1125番地  
                    加藤 仁美      松野町大字蕨生1731番地  
                    長谷 信昭      松野町大字吉野2926番地  
                    坂本 保        松野町大字目黒475番地

<委員会の開催状況>

第1回 令和5年7月19日（水）「執行状況の点検・評価について協議」  
第2回 令和5年8月 4日（金）「執行状況の点検・評価について協議」  
第3回 令和5年8月24日（木）「評価についてまとめ」

## 2 評価基準

施策が計画どおり達成している

施策が計画どおり概ね達成している

計画は未達成だが達成に向かって進んでいる

達成できず課題がある

## 3 評価

教育委員会実施の自己点検・評価については、概ね適正であると考えます。

自己点検評価について、報告書のとおり評価と意見を申し上げます。

「ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育む」という基本理念に基づき、児童・生徒に寄り添いながら着実に事業が推進されています。教育を取り巻く環境の多様化に順応しつつ、地域資源を活かした特色ある取組が実践され、成果が上がっており評価できます。

令和5年度（令和4年度対象）教育に関する事務の管理と執行状況の点検・評価

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題）◆改善方策	評価 ○評価委員の意見
1 教育総務	<p>○新型コロナウイルス感染症対策によって、各施設の運営や行事の開催等に関連して適切な対応を行うことができた。</p> <p>◆今後も状況の変化に応じて迅速な対策が必要である。</p>	<p><b>評価：達成している</b></p> <p>○新型コロナウイルス感染状況に波があって先が読めない状況下、可能なものはもとの形に近づけていく努力が行われており、事業に応じた対応ができています。</p>
2 学校教育の推進	<p>○学校運営協議会を開催し、各学校の運営計画に対する委員の意見の集約や、学校運営状況等についての評価を受けた。</p> <p>○学校の教育活動を支援するため学校支援ボランティアを募集し、令和5年度の活動に向け49名の登録があった。</p> <p>○町内資源を活用した滑床集団宿泊研修を町内小学校5年生を対象に実施した。</p> <p>○1人1台のタブレット端末を授業で活用する他、学習支援アプリの試験導入により、小・中学校においては家庭への持ち帰りを実施した。</p> <p>◆授業での活用については教員間で差があるため、教員向けの研修を実施したい。</p>	<p><b>評価：達成している</b></p> <p>○滑床集団宿泊研修は、町内資源を活用したよい取組である。</p> <p>○タブレット端末の指導には技術的な差が生じやすく、研修の実施はもちろん、使用に慣れていくことが重要である。</p> <p>○タブレット端末の持ち帰りにトラブルが生じないよう注意してほしい。</p>

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題）◆改善方策	評価 ○評価委員の意見
3 生涯学習の推進	<p>○第50期卒業生対象の成人式を1月3日に新庁舎にて開催した。</p> <p>○新庁舎や吉野生公民館ロビーの図書コーナーでは、利用者の便益を図るため、要望に応じた図書の購入や県立図書館との連携を行い図書の入れ替えに努めた。</p> <p>●過疎化や住民の高齢化に伴い、公民館活動全般において維持が困難な状況にある。</p>	<p><b>評価：概ね達成している</b></p> <p>○新庁舎の図書コーナーが19時まで使用できるのは便利である。</p> <p>○吉野生地区公民館では事業が多く、活発な活動が行われている。</p>
4 人権・同和教育の推進	<p>○森の国人権の集いでは、部落問題をはじめあらゆる差別を身近な問題として捉えられるよう、あおぞら子ども会の発表やパネルディスカッションのパネリストを人権・同和教育主任やPTAから選定、身近なことをテーマに実施した。</p> <p>○あおぞら子ども会では、引き続きコロナ禍での制限により対外的な活動は自粛せざるを得なかったが、地域の中から学習テーマとしてジビエを取り上げ、人権の視点から学びを深めるとともに、愛媛県人権教育協議会主催の「部落差別解消をめざす動画メッセージ」を製作し、3年連続優秀作品に選定された。</p> <p>○行政職員を対象とした人権学習会を実施し、グループワークでは職員同士で考え、意見する様子が見られた。</p> <p>●引き続き住民への啓発活動及び行政職員の研修を拡充する必要がある。</p>	<p><b>評価：概ね達成している</b></p> <p>○人権の集いは、方法や内容が考慮されており、指導者や担当者の熱意を感じる。</p> <p>○あおぞら子ども会の活動では、積極的な学びが行われており、評価できる。</p>
5 生涯スポーツの推進	<p>○まつの桃源郷マラソン大会オンライン2023を開催し、267名の参加に止まったが、参加者には地域との交流が図れる大会として高評価であった。</p> <p>○スポーツタウン事業の一環として、5月・10月・2月にそれぞれ1か月間で、オンラインのラン&amp;ウォークイベントを企画し好評を得た。</p> <p>●分館対抗スポーツフェスティバルは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。</p> <p>○駅伝大会については、区間及び距離数を削減するとともに、コースや選手構成についても変更し、大会を維持できるよう努めた。</p>	<p><b>評価：概ね達成している</b></p> <p>○駅伝大会は、過疎化等の影響を考慮した変更が行われており、評価できる。今後も引き続き検討をお願いしたい。</p> <p>○桃源郷マラソン大会は、のどかな景観の中をゆっくりと走って楽しめそうな魅力あるイベントとなっている。</p> <p>○桃源郷マラソン大会は、これまでのような大会の開催が行われていないのが残念だという意見もある。</p>

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評価 ○評価委員の意見
6 文化財保存活用の推進	<p>○町指定文化財として「木造地藏菩薩立像」の新規指定を行うとともに、森の国まつりの遺産の第1号として「芝不器男の俳句及び直筆短冊」を新規に認定した。</p> <p>○史跡河後森城跡環境整備事業のなかで、西部ゾーンにある西第十曲輪南部斜面の環境整備工事を実施し、来城者が史跡の価値を理解できるような環境を整備することができた。</p> <p>○令和3年度に刊行した芝家文書調査報告書の成果に基づく報告会を開催し、専門家による講演会や史料の展示を行った。</p> <p>○町内小学生を対象に郷土学習「森の国山城学」と「おくうち棚田学」を実施し、体験学習を通して地域の歴史文化に触れる機会になったと同時に郷土愛の醸成につながった。</p> <p>●史跡河後森城跡発掘調査成果の早期の取りまとめや重要文化的景観の整備・活用に関する事業の円滑な推進が急務となっており、さらなる専門職員の充実が必要である。</p> <p>◆文化財の学術的な調査成果については、より分かりやすい形で価値を伝えていくための継続的な取組が必要である。</p>	<p><b>評価：概ね達成している</b></p> <p>○森の国まつりの遺産第1号に認定された芝不器男に関しては、今後も顕彰に力を入れてほしい。</p> <p>○小学生の郷土学習は、子どもたちがふるさとを知り、郷土の先人の努力を学ぶよい機会となっている。</p> <p>○芝家文書の調査報告会が計画どおり行われており、課題に応じた必要な対応が図られている。</p>
7 文化行政の推進	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しつつ、規模をやや縮小した形で文化祭を開催した。各種作品展、芸能大会、教育文化展等を行い、会員等の日頃の文化活動の成果を発表する機会を持つことができた。</p> <p>●文化協会において、活動に対する補助事業を設けているが、利用実績が少なく、引き続き周知を図り団体の活性化に努めたい。</p> <p>○第69回不器男忌俳句大会を開催し、一般部門942句、高校生部門430句、中学生部門420句、小学生高学年部門529句、小学生低学年以下部門455句の投句を得た。当日は講演会のほか、各部門の句評、表彰等を実施した。</p> <p>○不器男記念館・目黒ふるさと館を中心に町内観光施設とも連携して「四万十街道ひなまつり」を実施した。不器男記念館では、ガラス製雛人形、打掛、保育園児の手作り雛人形等の展示を、目黒ふるさと館では、明治、大正、昭和、平成の雛人形の展示を行った。</p> <p>○俳句の小径の再整備に伴い、利用者の活用を考慮して、句碑移転や修繕、解説板の設置を行うとともに、リーフレットの刷新や音声ガイドの追加作成を行った。</p> <p>○不器男記念館では、専門家に活用企画業務を委託し、館内所蔵資料の調査・研究をはじめ、講座やウォーキング、来館者対応などの普及・啓発活動を行った。</p>	<p><b>評価：概ね達成している</b></p> <p>○不器男記念館における活用企画業務の委託は、館運営における専門性の確保という点で重要である。</p>

議案第36号

松野町子ども医療費助成条例の一部改正について

松野町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

子育て支援施策として、子ども医療費の助成対象年齢を15歳から18歳に引き上げようとするもの。

## 松野町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

松野町子ども医療費助成条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第5項ただし書中「入院時食事療養費標準負担額」を「食事療養費標準負担額」に改める。

第3条中「保護者」の次に「（子どもが婚姻をした場合は、当該子ども）」を加える。

第5条中「15歳」を「18歳」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、子どものうち、3歳に達した日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者に係る保険給付（入院に係る保険給付を除く。）及び6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者に係る保険給付については、松野町ひとり親家庭医療費助成条例（昭和49年条例第26号）第3条本文又は松野町重度心身障害者医療費助成条例（昭和49年条例第9号）第3条第1項本文に規定する医療の助成の対象者であるときは、助成しないものとする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の松野町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 37 号

宇和島地区広域事務組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり関係市町と協議のうえ、宇和島地区広域事務組合理約を変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

松野町長 坂 本 浩

(提出理由)

介護保険事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用することに伴い、組合理約の変更を行うため、議会の議決を求めるものである。

## 規約の変更に関する協議書（案）

地方自治法第286条第1項の規定により、宇和島地区広域事務組合規約を次のとおり変更する。

- 1 規約の変更内容  
別紙のとおり
- 2 変更年月日  
令和6年4月1日から施行する。

令和5年 月 日

宇和島市長 岡原文彰

松野町長 坂本浩

鬼北町長 兵頭誠亀

愛南町長 清水雅文

## 別紙

### 宇和島地区広域事務組合同規約の一部を改正する規約

宇和島地区広域事務組合同規約（昭和48年4月1日愛媛県指令地第264号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の適用）

第3条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定に基づき、組合の共同処理する事務のうち、前条第4号の2、第4号の3、第6号及び第18号に規定する事務に、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年 第3回 松野町議会定例会

委員会付託表

総務常任委員会	産業常任委員会
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 議案第38号</li><li>○ 議案第39号</li><li>○ 認定第1号</li><li>○ 認定第2号</li><li>○ 認定第3号</li><li>○ 認定第5号</li><li>○ 認定第6号</li><li>○ 認定第7号</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 議案第38号</li><li>○ 認定第1号</li><li>○ 認定第4号</li></ul>

令和5年度松野町一般会計補正予算（第3号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 地方債補正
- 4 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第38号

令和5年度松野町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度松野町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,075,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 5年度松野町一般会計予算に関する説明書  
 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		2, 1 1 8, 5 4 3	1 5, 4 6 3	2, 1 3 4, 0 0 6
	1. 地方交付税	2, 1 1 8, 5 4 3	1 5, 4 6 3	2, 1 3 4, 0 0 6
15. 県支出金		2 6 5, 8 0 7	8 8 0	2 6 6, 6 8 7
	2. 県補助金	1 6 5, 1 2 0	8 8 0	1 6 6, 0 0 0
17. 寄附金		1 0, 0 3 1	1, 0 0 0	1 1, 0 3 1
	1. 寄附金	1 0, 0 3 1	1, 0 0 0	1 1, 0 3 1
21. 町債		6 3 2, 9 2 4	5, 0 0 3	6 3 7, 9 2 7
	1. 町債	6 3 2, 9 2 4	5, 0 0 3	6 3 7, 9 2 7
歳 入 合 計		4, 0 5 3, 4 7 5	2 2, 3 4 6	4, 0 7 5, 8 2 1

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		847,139	△2,417	844,722
	1. 総務管理費	801,595	△3,998	797,597
	2. 徴税費	21,972	1,473	23,445
	3. 戸籍住民基本台帳費	15,598	20	15,618
	4. 選挙費	6,921	88	7,009
3. 民生費		866,456	7,079	873,535
	1. 社会福祉費	679,969	8,646	688,615
	2. 児童福祉費	186,476	△1,567	184,909
4. 衛生費		229,129	4,201	233,330
	1. 保健衛生費	202,879	4,201	207,080
6. 農林水産業費		351,658	10,976	362,634
	1. 農業費	266,596	10,929	277,525
	2. 林業費	84,050	47	84,097
7. 商工費		249,648	△2,620	247,028
	1. 商工費	249,648	△2,620	247,028
8. 土木費		411,500	521	412,021
	4. 住宅費	33,944	521	34,465

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		413,001	4,606	417,607
	1. 教育総務費	94,360	3,177	97,537
	4. 社会教育費	176,251	2,599	178,850
	5. 保健体育費	47,107	△1,170	45,937
歳出合計		4,053,475	22,346	4,075,821

第 2 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債（ハード事業分）	348,600	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利 率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。	356,000	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利 率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。
臨時財政対策債	11,524				9,127			

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税	2, 118, 543	15, 463	2, 134, 006
15. 県支出金	265, 807	880	266, 687
17. 寄附金	10, 031	1, 000	11, 031
21. 町債	632, 924	5, 003	637, 927
歳入合計	4, 053, 475	22, 346	4, 075, 821

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	847,139	△2,417	844,722				△2,417
3. 民生費	866,456	7,079	873,535	250			6,829
4. 衛生費	229,129	4,201	233,330	630			3,571
6. 農林水産業費	351,658	10,976	362,634		6,200		4,776
7. 商工費	249,648	△2,620	247,028				△2,620
8. 土木費	411,500	521	412,021				521
10. 教育費	413,001	4,606	417,607		1,200	1,000	2,406
歳出合計	4,053,475	22,346	4,075,821	880	7,400	1,000	13,066

## 2. 歳入

## 10 款 地方交付税

## 1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	2,118,543	15,463	2,134,006	1. 地方交付税	15,463	・ 普通交付税 15,463
計	2,118,543	15,463	2,134,006			
10 款合計	2,118,543	15,463	2,134,006			

## 15 款 県支出金

## 2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	23,739	250	23,989	5. 児童福祉総務費補助金	250	・ えひめ人口減少対策総合交付金 250
3. 衛生費県補助金	2,797	630	3,427	1. 保健衛生費補助金	630	・ えひめ人口減少対策総合交付金 630
計	165,120	880	166,000			
15 款合計	265,807	880	266,687			

## 17 款 寄附金

## 1 項 寄附金

2. 総務費寄附金	10,030	1,000	11,030	2. 企画費寄附金	1,000	・ 企業版ふるさと応援寄付金 1,000
計	10,031	1,000	11,031			
17 款合計	10,031	1,000	11,031			

## 21 款 町債

## 1 項 町債

1. 過疎対策事業債	451,300	7,400	458,700	1. 過疎対策事業債	7,400	・ 過疎対策事業債（ハード事業分） 7,400
5. 臨時財政対策債	11,524	△2,397	9,127	1. 臨時財政対策債	△2,397	・ 臨時財政対策債 △2,397

## 21 款 町債

## 1 項 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
計	632,924	5,003	637,927			
21 款合計	632,924	5,003	637,927			

歳入合計	4,053,475	22,346	4,075,821			
------	-----------	--------	-----------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	327,098	△3,998	323,100				△3,998	1. 報酬	1,370	・ 会計年度任用職員報酬 1,370
								2. 給料	△4,000	・ 一般職給 △4,000
								3. 職員手当等	△1,178	・ 管理職手当 △375 ・ 扶養手当 251 ・ 勤勉手当 △900 ・ 一般職期末手当 △300 ・ パートタイム会計年度任用職員期末手当 146
								4. 共済費	△190	・ 社会保険料 192 ・ 一般職員共済組合負担金 △500 ・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 118
計	801,595	△3,998	797,597				△3,998			

2 款 総務費

2 項 徴税费

2. 賦課徴収費	5,977	1,473	7,450				1,473	12. 委託料	1,473	・ 住民税システム改造委託料 1,473
計	21,972	1,473	23,445				1,473			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	15,598	20	15,618				20	3. 職員手当等	20	・ 勤勉手当 20
計	15,598	20	15,618				20			

## 2 款 総務費

## 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 選挙管理委員会費	3,700	88	3,788				88	4. 共済費	88	・ 一般職員共済組合負担金	88
計	6,921	88	7,009				88				
2 款合計	847,139	△2,417	844,722				△2,417				

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	141,077	4,365	145,442				4,365	2. 給料	2,870	・ 一般職給	2,870
								3. 職員手当等	705	・ 扶養手当 ・ 勤勉手当 ・ 住居手当 ・ 一般職期末手当 ・ 一般職通勤手当	△200 319 △24 532 78
								4. 共済費	790	・ 一般職員共済組合負担金	790
3. 老人福祉費	214,446	1,072	215,518				1,072	2. 給料	△700	・ 一般職給	△700
								3. 職員手当等	△228	・ 勤勉手当 ・ 住居手当 ・ 一般職期末手当	△200 172 △200
								4. 共済費	△200	・ 一般職員共済組合負担金	△200
								27. 繰出金	2,200	・ 介護保険特別会計繰出金	2,200

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 障害者福祉費	196,253	3,209	199,462				3,209	22. 償還金、利子及び割引料	3,209	・ 障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 2,978 ・ 障害者医療費国庫負担金返還金 231
計	679,969	8,646	688,615				8,646			

## 3 款 民生費

## 2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	61,173	1,500	62,673	250			1,250	18. 負担金、補助及び交付金	1,500	・ 出産世帯応援事業補助金 1,500
3. 保育所費	119,636	△3,067	116,569				△3,067	1. 報酬	810	・ 会計年度任用職員報酬 810
								2. 給料	△2,000	・ 会計年度任用職員給 △2,000
								3. 職員手当等	△277	・ フルタイム会計年度任用職員期末手当 △400 ・ パートタイム会計年度任用職員期末手当 160 ・ 一般職通勤手当 35 ・ フルタイム会計年度任用職員通勤手当 △72
								4. 共済費	△1,600	・ 社会保険料 △1,000 ・ フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △400 ・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △200
計	186,476	△1,567	184,909	250			△1,817			
3 款合計	866,456	7,079	873,535	250			6,829			

## 4 款 衛生費

## 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健衛生費	161,566	3,497	165,063	630			2,867	2. 給料	715	・ 一般職給 ・ 会計年度任用職員給	△500 1,215
								3. 職員手当等	△891	・ 扶養手当 ・ 勤勉手当 ・ 住居手当 ・ 一般職期末手当 ・ フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・ 一般職通勤手当 ・ フルタイム会計年度任用職員通勤手当	△198 △300 △280 △300 133 24 30
								4. 共済費	△134	・ 社会保険料 ・ 一般職員共済組合負担金 ・ フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	160 △400 106
								12. 委託料	629	・ 健康管理システム改造委託料	629
								18. 負担金、補助及び交付金	1,260	・ 妊産婦等交通費助成金	1,260
								22. 償還金、利子及び割引料	1,918	・ 感染症予防事業費等国庫補助金返還金 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金	191 990 737
								3. 環境衛生費	36,935	704	37,639
3. 職員手当等	400	・ 住居手当 ・ 一般職期末手当	264 66								

## 4 款 衛生費

## 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 環境衛生費								3. 職員手当等		・ 一般職通勤手当 70
								4. 共済費	48	・ 一般職員共済組合負担金 48
計	202,879	4,201	207,080	630			3,571			
4 款合計	229,129	4,201	233,330	630			3,571			

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

2. 農業総務費	26,340	1,578	27,918				1,578	2. 給料	1,357	・ 一般職給 1,357
								3. 職員手当等	△69	・ 扶養手当 △200 ・ 勤勉手当 189 ・ 住居手当 △324 ・ 一般職期末手当 266
								4. 共済費	290	・ 一般職員共済組合負担金 290
3. 農業振興費	33,583	3,116	36,699				3,116	18. 負担金、補助及び交付金	3,116	・ キウイフルーツ花粉生産実証支援事業費補助金 3,116
4. 担い手育成対策費	106,200	6,235	112,435		6,200		35	17. 備品購入費	6,235	・ 田植機購入費 4,277 ・ 木材粉碎機購入費 1,958
計	266,596	10,929	277,525		6,200		4,729			

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 林業総務費	22,457	47	22,504				47	3. 職員手当等	47	・ 勤勉手当 35 ・ 一般職期末手当 12
計	84,050	47	84,097				47			
6 款合計	351,658	10,976	362,634		6,200		4,776			

## 7 款 商工費

## 1 項 商工費

1. 商工総務費	16,726	△2,620	14,106				△2,620	2. 給料	△1,400	・ 一般職給	△1,400
								3. 職員手当等	△720	・ 扶養手当 ・ 勤勉手当 ・ 一般職期末手当	△120 △300 △300
								4. 共済費	△500	・ 一般職員共済組合負担金	△500
計	249,648	△2,620	247,028				△2,620				
7 款合計	249,648	△2,620	247,028				△2,620				

## 8 款 土木費

## 4 項 住宅費

1. 住宅管理費	33,944	521	34,465				521	2. 給料	79	・ 一般職給	79
								3. 職員手当等	42	・ 一般職期末手当 ・ 一般職通勤手当	28 14
								4. 共済費	400	・ 一般職員共済組合負担金	400

## 8 款 土木費

## 4 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	33,944	521	34,465				521			
8 款合計	411,500	521	412,021				521			

## 10 款 教育費

## 1 項 教育総務費

2. 事務局費	93,298	3,177	96,475			1,000	2,177	2. 給料	1,501	・ 一般職給	1,501
								3. 職員手当等	346	・ 管理職手当	375
										・ 扶養手当	△60
										・ 勤勉手当	80
										・ 住居手当	△174
										・ 一般職期末手当	211
										・ 一般職通勤手当	△86
								4. 共済費	280	・ 一般職員共済組合負担金	280
								17. 備品購入費	1,050	・ 庁用器具費	1,050
計	94,360	3,177	97,537			1,000	2,177				

## 10 款 教育費

## 4 項 社会教育費

2. 公民館費	87,179	△2,112	85,067				△2,112	1. 報酬	△1,601	・ 会計年度任用職員報酬	△1,601
								2. 給料	297	・ 一般職給	239
										・ 会計年度任用職員給	58
								3. 職員手当等	△519	・ 勤勉手当	△100
										・ 住居手当	21

## 10 款 教育費

## 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 公民館費							3. 職員手当等		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般職期末手当 △100</li> <li>フルタイム会計年度任用職員期末手当 13</li> <li>パートタイム会計年度任用職員期末手当 △353</li> </ul>	
							4. 共済費	△289	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険料 △220</li> <li>フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 50</li> <li>パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △119</li> </ul>	
6. 文化振興費	63,883	4,711	68,594		1,200		3. 職員手当等	144	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養手当 120</li> <li>一般職期末手当 24</li> </ul>	
							12. 委託料	290	<ul style="list-style-type: none"> <li>測量設計委託料 290</li> </ul>	
							16. 公有財産購入費	995	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地購入費 995</li> </ul>	
							18. 負担金、補助及び交付金	3,282	<ul style="list-style-type: none"> <li>町指定文化財保存管理費補助金 3,282</li> </ul>	
計	176,251	2,599	178,850		1,200		1,399			

## 10 款 教育費

## 5 項 保健体育費

3. 学校給食費	32,220	△1,170	31,050				△1,170	2. 給料	△900	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計年度任用職員給 △900</li> </ul>
								3. 職員手当等	△120	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイム会計年度任用職員期末手当 △100</li> <li>フルタイム会計年度任用職員通勤手当 △20</li> </ul>

## 10 款 教育費

## 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 学校給食費								4. 共済費	△150	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △150
計	47,107	△1,170	45,937				△1,170			
10 款合計	413,001	4,606	417,607		1,200	1,000	2,406			

歳出合計	4,053,475	22,346	4,075,821	880	7,400	1,000	13,066			
------	-----------	--------	-----------	-----	-------	-------	--------	--	--	--



2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(47) 103	66,196	317,969	165,317	549,482	100,742	650,224	
補正前	(47) 106	65,617	319,894	167,615	553,126	101,041	654,167	
比較	(0) △3	579	△1,925	△2,298	△3,644	△299	△3,943	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,537	3,654	13,510	1,083	77,388	41,875	542	8,886	4,023	6,720	50	28	21
	補正前	7,944	3,581	13,510	1,083	77,850	43,032	542	8,886	4,368	6,720	50	28	21
	比較	△407	73	0	0	△462	△1,157	0	0	△345	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 70	0	241,619	136,121	377,740	78,264	456,004	
補正前	( ) 70	0	241,917	137,956	379,873	77,968	457,841	
比較	(0) 0	0	△298	△1,835	△2,133	296	△1,837	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,537	2,803	11,853	1,083	51,600	41,875	542	8,886	4,023	5,820	50	28	21
	補正前	7,944	2,668	11,853	1,083	51,661	43,032	542	8,886	4,368	5,820	50	28	21
	比較	△407	135	0	0	△61	△1,157	0	0	△345	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 47 ) 33	66,196	76,350	29,196	171,742	22,478	194,220	
補正前	( 47 ) 36	65,617	77,977	29,659	173,253	23,073	196,326	
比較	( 0 ) △ 3	579	△ 1,627	△ 463	△ 1,511	△ 595	△ 2,106	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	851	1,657	0	25,788	0	0	0	0	900	0	0	0
	補正前	0	913	1,657	0	26,189	0	0	0	0	900	0	0	0
	比較	0	△ 62	0	0	△ 401	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 1,925	給与改定に伴う増減		
		昇給に伴う増減		
		その他の増減分	△ 1,925	会計異動 114千円 昇格 842千円 育児休業 △ 2,038千円 会計年度任用職員の新規採用 1,215千円 採用予定人数の減少 △ 2,900千円 その他 842千円
職員手当	△ 2,298	制度改正に伴う増減		
		その他の増減分	△ 2,298	会計異動 △ 905千円 昇格 113千円 育児休業 △ 755千円 会計年度任用職員の新規採用 323千円 採用予定人数の減少 △ 799千円 その他 △ 275千円

## (3) 一般職の給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行 政 職	勞 務 職
令 和 5 年 9 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 ( 円 )	289,194	0
	平 均 給 与 月 額 ( 円 )	315,895	0
	平 均 年 齢 ( 歳 )	40.2	-
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 ( 円 )	295,132	0
	平 均 給 与 月 額 ( 円 )	324,416	0
	平 均 年 齢 ( 歳 )	41.5	-

## イ 初任給

区	分	一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)	国 の 制 度	
				一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)
高 校	卒	157,599		154,600	
大 学	卒	189,461		185,200	

## ウ 級別職員数

区	分	一 般 行 政 職			勞 務 職		
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 9 月 1 日 現 在	7 級	( )	( )				
	6 級	10	14.3				
	5 級	10	14.3				
	4 級	0	0.0				
	3 級	15	21.4	3 級	( )	( )	
	2 級	9	12.9	2 級	( )	( )	
	1 級	26	37.1	1 級	( )	( )	
	計	70	100.0	計	0	0.0	
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	7 級	( )	( )				
	6 級	10	14.5				
	5 級	8	11.6				
	4 級	4	5.8				
	3 級	15	21.7	3 級	( )	( )	
	2 級	5	7.3	2 級	( )	( )	
	1 級	27	39.1	1 級	( )	( )	
	計	69	100.0	計	0	0.0	



カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第39号

令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度松野町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,881千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ809,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 5年度松野町介護保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		118,227	3	118,230
	1. 介護保険料	118,227	3	118,230
7. 繰入金		138,598	2,200	140,798
	1. 一般会計繰入金	138,597	2,200	140,797
8. 繰越金		1	51,678	51,679
	1. 繰越金	1	51,678	51,679
歳入合計		756,000	53,881	809,881

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		31,797	2,200	33,997
	1. 総務管理費	16,799	2,200	18,999
5. 基金積立金		22	30,981	31,003
	1. 基金積立金	22	30,981	31,003
7. 諸支出金		1	20,700	20,701
	1. 償還金及び還付加算金	1	20,700	20,701
歳出合計		756,000	53,881	809,881

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	118,227	3	118,230
7. 繰入金	138,598	2,200	140,798
8. 繰越金	1	51,678	51,679
歳入合計	756,000	53,881	809,881

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	31,797	2,200	33,997			2,200	
5. 基金積立金	22	30,981	31,003			30,981	
7. 諸支出金	1	20,700	20,701			20,697	3
歳出合計	756,000	53,881	809,881			53,878	3

2. 歳入

1 款 保険料

1 項 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 第1号被保険者保険料	118,227	3	118,230	1. 現年度分特別徴収保険料	3	・第1号被保険者保険料 3
計	118,227	3	118,230			
1 款合計	118,227	3	118,230			

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

5. その他一般会計繰入金	34,909	2,200	37,109	2. 事務費繰入金	2,200	・事務費繰入金 2,200
計	138,597	2,200	140,797			
7 款合計	138,598	2,200	140,798			

8 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	51,678	51,679	1. 前年度繰越金	51,678	・前年度繰越金 51,678
計	1	51,678	51,679			
8 款合計	1	51,678	51,679			

歳入合計	756,000	53,881	809,881			
------	---------	--------	---------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	16,797	2,200	18,997			2,200		12. 委託料	2,200	・ 例規等整備支援業務委託料	2,200
計	16,799	2,200	18,999			2,200					
1 款合計	31,797	2,200	33,997			2,200					

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1. 介護給付費準備基金積立金	22	30,981	31,003			30,981		24. 積立金	30,981	・ 介護保険介護給付費準備基金積立金	30,981
計	22	30,981	31,003			30,981					
5 款合計	22	30,981	31,003			30,981					

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

1. 償還金	1	20,700	20,701			20,697	3	22. 償還金、利子及び割引料	20,700	・ 介護給付費国庫負担金返還金	10,614
										・ 地域支援事業（介護予防・総合事業）国庫交付金返還金	73
										・ 地域支援事業（介護予防・総合事業）支払基金交付金返還金	98
										・ 地域支援事業（介護予防・総合事業）県費交付金返還金	46
										・ 低所得者保険料軽減国庫負担金返還金	23
										・ 地域支援事業（介護予防・総合事業以外）国庫交付金返還金	510
										・ 地域支援事業（介護予防・総合事業以外）県費交付金返還金	255

## 7 款 諸支出金

## 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 償還金								22. 償還金、利 子及び割引 料	・ 介護給付費支払基金交付金返還金	9,081
計	1	20,700	20,701			20,697	3			
7 款合計	1	20,700	20,701			20,697	3			
歳出合計	756,000	53,881	809,881			53,878	3			

# 決算審議要領

順序	区分	内 容	備 考
1	提 案	全会計一括提案説明	町 長
2	説 明	全会計歳入歳出総括説明	会計管理者兼 出 納 室 長
3	審査報告	決算審査報告	代表監査委員
4	質 疑	全会計を通して総括質疑（会計別）	
5	付 託	各常任委員会に付託の上、最終日に採決	

認定第1号

令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第2号

令和4年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第3号

令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第4号

令和4年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第5号

令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第6号

令和4年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第7号

令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月5日提出

松野町長 坂 本 浩